

市税

市税についてのお問い合わせ

●市税事務所
☎ 右P 所在地 P87

市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)などがあります。個人市民税の課税内容は、お住まいの区を所管する市税事務所市民税課へ、固定資産税(都市計画税を含む)の課税内容は、資産の所在する区を所管する市税事務所(ただし、償却資産は中央市税事務所)固定資産税課へ、軽自動車税(種別割)の課税内容は、中央市税事務所軽自動車税係へお問い合わせください。なお、事故や病気、失業、倒産などで、納期限までに市税の納付が困難な場合は、市税事務所納税課へ相談してください。

主な市税の納期

市税事務所(同上)納税課

税の種類	納付する月
市民税・道民税・森林環境税(普通徴収分)	6月、8月、10月、1月
固定資産税(都市計画税を含む)	4月、7月、9月、12月
軽自動車税	5月

上表に例示した市税は、クレジットカードやスマートフォンアプリでも納められます(カード決済の場合は、納付額に応じた手数料がかかります)。

住所変更したときの届け出

市税事務所(同上)固定資産税課

市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が住所を変更したときは、資産の所在する区を所管する市税事務所(ただし、償却資産については中央市税事務所)固定資産税課への届け出が必要です。届け出は、電話か土地・家屋の納税通知書に同封の返信届で行ってください。市ホームページからも手続きできます。

税の証明・固定資産課税台帳の閲覧が必要なとき

市税事務所(同左)納税課

①納税証明②課税証明③所得(市民税・道民税・森林環境税)証明④固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価証明⑤固定資産課税台帳の閲覧—が必要な方は、身分証明書(運転免許証などの官公署発行の写真付き証明書)を持参の上、市税事務所納税課か市役所2階税の証明窓口(☎211-2233)へ請求してください。

各区役所(市税の証明窓口)と出張所では、個人の所得(市民税・道民税・森林環境税)証明、個人の市民税・道民税・森林環境税の課税証明および納税証明、個人の固定資産税の課税証明および納税証明に限り、取得可能です。

手数料は1税目・1年度ごとに450円。評価証明・閲覧は、1年度ごとに、1筆または1棟につき450円です。

代理の方が請求する場合は、委任状と身分証明書(運転免許証などの官公署発行の写真付き証明書)を持参してください。写真付き証明書を提示できない場合は、資格確認書、年金手帳などの複数提示が必要です。

所得証明および市民税・道民税・森林環境税の課税証明はマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの取得が可能です(P49)。

納税には便利な口座振替を

●北部市税事務所収納管理課
☎207-3919
所在地 P87

①Web口座振替受付サービスの利用、②申込用紙の郵送による申請、③預貯金口座のある市内金融機関や各市税事務所の窓口での申請により、お申し込みできます。

口座振替に関するお問い合わせは、北部市税事務所収納管理課までご連絡ください。市ホームページでも、案内しています。

www.city.sapporo.jp/citytax/osameru/kouza.html

電子申告等(eLTAX)をご利用ください

●税制課 ☎211-2282

eLTAX(www.eltax.lta.go.jp)

	利用できる税目
申告	・法人市民税・事業所税 ・固定資産税(償却資産) ・個人市民税(特別徴収) ・市たばこ税・入湯税
納税	・法人市民税・固定資産税 ・事業所税・軽自動車税 ・個人市民税・市たばこ税・入湯税
申請・届出	・法人市民税・事業所税 ・個人市民税(特別徴収)・入湯税

※国税の申告・納税はe-Tax(www.e-tax.nta.go.jp)をご利用ください。

軽自動車・バイクなどを取得、廃車、譲渡したときの申告

●中央市税事務所軽自動車税係 ☎ 右P 所在地 P87

軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったときは申告してください。

車種	申告場所
特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 原動機付自転車(125cc以下のバイク) ミニカー(50cc以下の三輪、四輪車) 小型特殊自動車 ・農耕作業用で、最高速度が35km/h未満のもの ・そのほか特殊作業用で、一定の規格以下、かつ最高速度が15km/h以下のもの	中央市税事務所軽自動車税係(☎右P) ※郵送申告が可能な場合があります。
軽自動車 ・660cc以下(三輪・四輪のものなど) ・二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) ・二輪の小型自動車(250cc超)	全国軽自動車協会連合会札幌事務所 北区新川15条20丁目 ☎768-3955 札幌運輸支局 東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001(テレホンサービス)

以下は広告です(広告に関するお問い合わせは株式会社サイネックス Tel.011-737-7167へ)

中小法人・個人事業者のみなさん

税金

税金・国保の納税、納付・税務調査

経営

経営改善・自主記帳

金融

融資実現・返済猶予

開業 諸手続き

新規開業・法人設立 労働保険・その他

札幌で60年以上の歴史 積み重ねた経験と実績 (みんしょう)

ひとりで悩まず 民商へ

民商(みんしょう)は「民主商工会」の略称です

札幌中部民主商工会(中央区・南区) 281-2808

札幌北部民主商工会(北区・東区) 758-0371

札幌西民主商工会(西区・手稲区) 665-6150

札幌東部民主商工会(白石・厚別・豊平・清田区) 864-7117

札幌市中央区 北2条西13丁目1-14

札幌市北区 北30条西7丁目2-16

札幌市西区 豊田16丁目3-26

札幌市白石区 平大通3丁目北5-12

災害に備えて水を備蓄しましょう

地震などの災害発生から3日間は、人命救助が優先される期間であり、救援体制が整うまでは、各家庭で備蓄している飲料水や食糧が頼りになります。災害に備えて、1人あたり1日3リットルの飲料水を最低3日分、ご家庭で備蓄していただくようお願いしています。



家族の人数×3リットル×最低3日分
(例)4人家族の場合4人×3リットル×3日分=36リットル

保存方法など詳細は、札幌市水道局ホームページをご覧ください。

札幌市 水の備蓄 検索

■市税事務所の電話番号(所在地) P87

★の税目は、市内全域を中央市税事務所が担当しています。
 ◎の業務は、市内全域を北部市税事務所が担当しています(ただし、窓口での申込受付は各市税事務所でも可能です)。

担当する区	担当課名	担当税目、業務など	電話番号	
中央 中央区	納税課	市税証明	596-9012	
		納税相談	596-0108	
	市民税課	個人の市・道民税 (給与からの特別徴収を除く)	596-6012	
		給与からの特別徴収による個人の市・道民税★	596-6149	
	諸税課	法人市民税★	596-6796	
		その他の市税★ (事業所税など)	596-6818	
	固定資産税課	軽自動車税★	596-6932	
		土地	596-7188	
		家屋	596-7253	
		償却資産★	596-7303	
	北部 北・東区	納税課	市税証明	207-3912
			納税相談	207-3913
収納管理課		口座振替◎	207-3919	
市民税課		個人の市・道民税 (給与からの特別徴収を除く)	207-3914	
		土地	207-3917	
固定資産税課		家屋	207-3918	

担当する区	担当課名	担当税目、業務など	電話番号
東部 白石・厚別区	納税課	市税証明	802-3912
		納税相談	802-3913
	市民税課	個人の市・道民税 (給与からの特別徴収を除く)	802-3914
		固定資産税課	土地 家屋
南部 豊平・清田・南区	納税課	市税証明	824-3912
		納税相談	824-3913
	市民税課	個人の市・道民税 (給与からの特別徴収を除く)	824-3914
		固定資産税課	土地 家屋
西部 西・手稲区	納税課	市税証明	618-3912
		納税相談	618-3913
	市民税課	個人の市・道民税 (給与からの特別徴収を除く)	618-3914
		固定資産税課	土地 家屋

税金

国税・道税

■所得税・相続税など国税の相談 ※面談は事前予約が必要な場合があります

相談窓口	管轄区域	所在地	電話番号
札幌中税務署	中央区の一部	中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎	231-9311
札幌北税務署	北・東区	北区北31条西7丁目	707-5111
札幌東税務署	白石・厚別区	厚別区厚別東4条4丁目	897-6111
札幌南税務署	豊平・清田・南区	豊平区月寒東1条5丁目	555-3900
札幌西税務署	中央区の一部、西・手稲区	西区笈寒4条1丁目	666-5111

■事業税・不動産取得税・自動車税など道税の相談

相談窓口	税目	所在地	電話番号
札幌道税事務所 税務管理部	事業税、不動産取得税など道税 (自動車税を除く)	中央区北3条西7丁目道庁別館	204-5084
札幌道税事務所 自動車税部	自動車税	北区北22条西2丁目	746-1190

川下公園ライラックの森
 世界のライラックが楽しめる庭園

世界のライラック約200種が植栽されています。見ごろとなる5月中旬～7月上旬には、次々と花が咲き、気品あふれる香りが一面に広がります。
 (所在地) 白石区川下 2651番地3外

【詳細】☎879-5311 (公園管理事務所)
 【HP】www.sapporo-park.or.jp/kawasimo

以下は広告です(広告に関するお問い合わせは株式会社サイネックス TEL011-737-7167へ)

お気軽にご相談ください!!

アパート経営 相続贈与 確定申告 法人決算

税理士法人
日本アシスト会計
 ☎011-727-5143

代表 税理士・行政書士 佐々木 忠則 〒001-0031 札幌市北区北31条西4丁目1-2

ホームページ